

令和6年度 公の施設等運営状況報告

教育庁

令和6年6月12日（水）

目 次

1	運営状況報告の概要	1
2	施設別運営状況報告	
	(1) 県所有施設	
	①【教育庁総務課福利厚生室】	
	ホテルレイクビュー水戸	2
	②【生涯学習課】	
	県立図書館	9
	青少年教育施設（中央青年の家、さしま少年自然の家）	14
	生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西）	20
	③【文化課】	
	美術館・博物館（近代美術館（つくば分館・天心記念五浦美術館含む）、陶芸美術館、 ミュージアムパーク茨城県自然博物館）	26
	県立歴史館	33
	④【高校教育課】	
	教育研修センター	39
	⑤【保健体育課】	
	運動公園（堀原運動公園、笠松運動公園）	44
	県営ライフル射撃場	51

○ 運営状況報告の概要

- 令和6年度の所管施設数は17施設。
- 令和5年度と比較して、2施設の減となっているが、第16期茨城県生涯学習審議会（R4）での意見を受け、県有施設・県出資団体等調査特別委員会の議論などを経て、白浜少年自然の家、里美野外活動センターの青少年教育施設2施設を廃止したことによるものである。
- 築30年を超える施設が多く、経年劣化による修繕等が必要になってきており、適切な環境整備のため、今後も計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。

	現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
今回報告	17	0	0	0	0	17
前回報告 (県有施設等調特)	17	0	0	0	2	19

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

教育庁総務課福利厚生室(教育庁)

令和6年6月12日(水)

○施設名 ホテルレイクビュー水戸

1 現状

(1) 施設の概要

- ホテルレイクビュー水戸は、教職員とその家族の福祉の向上と健康の増進を図るために設置し、宿泊、会議、研修等に利用されている。

所在地	水戸市宮町1-6-1
開業年月	平成13年5月
施設概要	施設敷地 11,468 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造8階建（延床面積：8,531.09 m ² ）、駐車場 3,621.13 m ² 、機械室 154.36 m ²
設置理由	教職員の福祉の向上と、県の教育行政の円滑な推進に資するため
設置の根拠法令等	地方公務員等共済組合法第18条第2項、第112条第1項第1号の2
事業内容	教職員である組合員の宿泊又は会合、研修等のための施設の運営
定員	宿泊定員82人、客室43室（和室4、洋室39）、その他施設：会議室（9室）、レストラン、チャペル

【主な客室の利用料金（1人1泊につき）】

部屋の区分	宿泊人数	利用料金	
		組合員	一般
洋室（シングル）	1人	6,000円	7,000円
洋室（ツイン）	2人	5,500円	6,500円
	1人	8,000円	10,000円
和室（14帖） ※2名利用から	5人	5,000円	5,800円
	4人	5,500円	6,500円
	3人	6,500円	7,500円
	2人	9,000円	10,000円
和室（15帖） ※2名利用から	5人	5,400円	6,200円
	4人	6,000円	7,000円
	3人	7,000円	8,000円
	2人	9,500円	10,500円

【主な会議室の利用料金（基本料金2時間）】

会場の区分	利用料金（一室あたり）	
	組合員	一般
大会議室（3室）	28,600円	42,900円
中会議室（2室）	12,000円	18,000円
小会議室（和室：2室）	9,600円	14,400円
小会議室（洋室：2室）	6,600円	9,800円

※消費税、サービス料別

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 平成27年3月から建物所有者である県と公立学校共済組合で施設の使用貸借契約を取り交わし、公立学校共済組合が独立採算で管理運営している。

相手方	公立学校共済組合（運営主体）
契約形態	公有財産使用貸借契約（平成27年、令和2年締結） 5年更新
契約内容	ホテル：鉄骨鉄筋コンクリート造8階建8,531.09㎡、機械室：154.36㎡ 駐車場：立体3階3,621.13㎡ の貸付け
貸付料 （年額）	無償
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が、共済組合から資金を借りて建物の建設に係る協定書を締結し建設（平成13年開業） ・ 県が共済組合への借入金を平成27年に償還完了後、県へ建物の所有権が移転。 ・ 公有財産使用貸借契約により県から共済組合へ建物を無償貸付け。 ・ 施設敷地は、公立学校共済組合所有。

(3) 利用状況

- 利用者数は、開業以来、約20万人前後で推移してきたが、令和5年度はピーク時（平成15年度259,003人）の、54.7%となっている。
- 宿泊利用者は、コロナ禍の影響により大きく減少したが、令和5年度は、新型コロナウイルスの位置づけが5類に引き下げられたことや、「いば旅あんしん割(全国旅行支援)」の活用もあり、コロナ禍前(平成30年度)の状況まで回復(100.2%)している。
- 会議、宴会及びレストランの利用者は、コロナ禍前（平成30年度）の約65%まで回復しているが、婚礼の利用者については、回復に至っていない。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H15 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用者数	259,003	197,604	202,023	208,141	209,235	212,969	184,957	65,399	87,099	126,406	141,606	54.7%

【部門別の利用者数の推移】

(単位：人)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	
										人数	H30 対比
宿 泊 (組合員の割合)	12,557 (47.8%)	13,490 (46.9%)	15,430 (42.1%)	16,649 (35.8%)	17,337 (36.2%)	16,181 (34.2%)	8,420 (23.8%)	11,678 (19.8%)	16,079 (24.9%)	17,380 (20.8%)	100.2%
会 議 (組合員の割合)	64,684 (16.1%)	69,522 (18.3%)	66,163 (15.9%)	66,016 (16.8%)	74,327 (19.6%)	68,597 (16.7%)	22,245 (8.0%)	30,388 (12.6%)	42,558 (17.3%)	48,343 (15.8%)	65.0%
宴 会 (組合員の割合)	50,632 (33.9%)	49,837 (35.2%)	54,492 (31.6%)	54,701 (32.8%)	54,115 (32.7%)	44,637 (33.1%)	1,753 (31.0%)	2,307 (18.8%)	11,190 (18.2%)	32,722 (27.0%)	60.5%
婚 礼 (組合員の割合)	6,228 (29.4%)	6,722 (36.0%)	5,396 (30.8%)	4,624 (32.4%)	3,953 (45.2%)	3,251 (36.2%)	288 (46.2%)	722 (38.5%)	1,164 (38.4%)	434 (51.2%)	11.0%
レストラン等	63,503	62,452	66,660	67,245	63,237	52,291	32,693	42,004	55,415	42,727	67.6%
計	197,604	202,023	208,141	209,235	212,969	184,957	65,399	87,099	126,406	141,606	66.5%

【宿泊利用率、客室稼働率の推移】

(単位：%)

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	H26～R 5 平均
宿泊利用率	41.95	44.95	51.55	55.63	57.93	53.92	30.65	43.16	53.72	57.91	49.14
客室稼働率	62.12	65.18	72.55	78.39	80.84	69.41	42.37	56.00	74.47	79.81	68.11

※宿泊利用率とは、宿泊定員(82人)に対する一日平均の利用人数の割合をいう。

※客室稼働率とは、宿泊室数(43室)に対する一日平均の部屋の稼働割合をいう。

(4) 運営状況

- ホテルレイクビュー水戸は、宿泊、会議、宴会及び婚礼など、様々な事業を展開し経営にあたっている。
- 令和2年2月から令和4年度は、コロナ禍の影響を受け、利用者数の減少に伴い収支状況が悪化したが、令和5年5月に新型コロナウイルスの位置づけが5類に引き下げられたことや、営業活動の強化により、回復基調にある。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	利用料 収入	その他		人件費	維持 管理費	事業費	その他			
H26	832,272	815,612	16,660	831,486	287,050	219,749	290,560	34,127	786	0
H27	844,606	827,733	16,873	824,000	289,169	210,607	292,849	31,375	20,606	0
H28	873,303	856,241	17,062	810,062	283,227	206,512	288,766	31,557	63,241	0
H29	845,666	830,358	15,308	856,269	324,061	204,957	290,546	36,705	△ 10,603	0
H30	833,125	818,195	14,930	801,052	302,457	206,950	263,325	28,320	32,073	0
R 1	711,033	701,837	9,196	765,450	285,861	207,264	244,142	28,183	△ 54,417	0
R 2	254,609	187,623	66,986	552,621	252,443	127,371	99,055	73,752	△298,012	0
R 3	349,104	260,400	88,704	486,817	246,921	131,675	100,670	7,551	△137,713	0
R 4	457,817	418,763	39,054	574,092	252,623	181,110	132,154	8,205	△116,275	0
R 5	582,071	575,773	6,298	630,373	266,308	181,411	175,290	7,364	△ 48,302	0
平均	658,361	629,254	29,107	713,222	279,012	187,761	217,736	28,714	△ 54,862	0

【部門別収入】

(単位：千円)

部 門	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
宿 泊	70,013	75,776	86,051	91,584	96,017	94,940	46,060	66,516	98,787	110,853
会 議	71,450	77,710	83,657	82,717	89,247	81,263	41,835	54,445	77,864	94,732
宴 会	335,526	329,163	368,317	368,587	369,584	302,900	10,358	15,156	73,647	243,473
婚 礼	218,605	224,725	190,014	162,483	138,311	113,332	13,347	30,691	47,402	21,034
レストラン等	120,018	120,359	128,202	124,987	125,036	109,402	76,023	93,592	121,063	105,681
計	815,612	827,733	856,241	830,358	818,195	701,837	187,623	260,400	418,763	575,773

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 施設及び設備の老朽化に伴い、令和2年度に空調設備更新工事を実施した。
 なお、修繕費用については、共済組合が負担。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	0	
H29	0	
H30	0	
R 1	0	
R 2	65,780	客室空調設備更新工事（公立学校共済組合が実施）
R 3	0	
R 4	0	
R 5	0	
計	65,780	

（参考）修繕実績（10,000千円未満含む） ※共済組合が負担

（単位：千円）

年度	主な修繕内容	金額	年度	主な修繕内容	金額
H26	冷却水ポンプ修繕（1,932）外	14,226	R 2	客室空調設備更新工事（65,780）外	73,147
H27	冷温水発生装置OH（4,800）外	11,781	R 3	熱源配管系統修繕（2,233）外	8,135
H28	冷温水ポンプ修繕（3,229）外	16,899	R 4	LED更新工事（4,950）外	18,907
H29	椅子生地張替修繕（2,062）外	8,842	R 5	冷温水発生装置修繕（1,600）外	8,268
H30	冷水二次ポンプ更新工事（1,296）外	10,370	計		189,879
R 1	温水二次ポンプ更新工事（1,566）外	19,304			

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近年、ホテルや婚礼などの施設が増加している。
- 公立学校共済組合が運営する宿泊施設は、昭和 54 年度のピーク時には 79 施設あったが、現在は 33 施設（令和 6 年 4 月現在）と大きく減少している。

2 課題

- コロナ禍の影響により利用者が減少し現在は回復基調にあるが、今後さらに利用者の増に努める必要がある。
- 建設から 23 年が経過し、施設や設備の老朽化への対応が必要である。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第 6 回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続しつつ、県において公立学校共済組合に対し運営方法を適切に指導することで、施設の利用促進が図られるよう支援していく。

【理由】

- 教職員とその家族のための福利厚生施設として広く利用されており、公立学校共済組合が運営を担う現行の管理手法を継続していく必要がある。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

生涯学習課(教育庁)
令和6年6月12日(水)

○施設名 県立図書館

1 現状

(1) 施設の概要

- 県立図書館は、図書館法を設置根拠とし、図書、記録その他必要な資料の収集、整理及び保存を行い、県民の利用に供し、その教養、調査研究等に資することを目的としている。

所在地	本館：水戸市三の丸一丁目5-38 書庫：水戸市三の丸三丁目9-28
開館年月	明治37年4月（現在の本館に移転：平成13年）
施設概要	本館：鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建（延床面積：8,700.69㎡）昭和45年竣工 書庫：敷地1,638.36㎡、重量鉄骨造地上2階建（延床面積：758.04㎡）
設置理由	県民の教育と文化の発展に寄与するため
設置の根拠法令等	図書館法、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例
事業内容	図書資料の収集・整理・保存、資料の貸出、調査・相談への対応、普及啓発事業、市町村支援等
定員	—
蔵書数	1,010,208冊（令和6年4月1日現在）
閲覧席	440席（臨時席含む） 2階：視聴覚ホール176席、人文科学コーナー75席、自然科学コーナー26席、郷土資料室35席 1階：こどもとしょしつ67席、新聞雑誌コーナー61席
利用料金	なし（コピー代・送料等は自己負担）

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、69人体制（常勤29人、非常勤40人）で行っている。
- 大学等も含めた県内図書館のネットワークを構築し、県全域を対象として広域サービスを実施するとともに、市町村への支援、県民の読書活動の推進等、行政としての役割を果たすため、県が直接管理を行っている。

(3) 利用状況

- 入館者数は平成15年度をピークに減少しており、平成26年度以降は40万人台で推移してきた。令和2年度はコロナ禍の影響による休館、令和3年度はカフェ整備工事による休館のため、入館者が大きく減少したが、令和4年度以降はコロナ前の水準に概ね戻っている。

【入館者数の推移】

(単位：人)

年度	H15 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5/ピーク
入館者数	906, 935	432, 536	426, 341	434, 908	425, 604	409, 144	375, 982	133, 340	232, 184	399, 305	387, 524	42.7%

【年齢別貸出者数】 令和5年度実績

(単位：人)

年齢区分	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	19～22歳	23～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
貸出者数	2, 361	6, 192	989	1, 352	2, 189	4, 225	11, 999	18, 117	15, 507	14, 714	16, 744	94, 389

(4) 運営状況

【歳出の推移】

- 人件費や維持管理費が年々増加傾向にあり、令和5年度の歳出計は平成26年度の約32%増。特に近年の維持管理費の増加は、電気料の高騰の影響が大きい。なお、その他は修繕費で、大規模修繕を含むため、年により変動している。

(単位：千円)

年度	歳出計					[参考] 使用料等収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H26	438, 818	266, 130	111, 051	61, 637	0	-
H27	409, 229	267, 324	77, 764	64, 141	0	-
H28	424, 876	272, 121	74, 095	66, 780	11, 880	-
H29	407, 697	247, 331	81, 354	64, 972	14, 040	-
H30	484, 499	315, 794	71, 667	78, 678	18, 360	-
R 1	506, 276	333, 970	82, 153	90, 153	0	-
R 2	533, 487	338, 298	71, 849	90, 825	32, 515	-
R 3	657, 013	386, 951	92, 495	105, 957	71, 610	-
R 4	643, 043	387, 558	113, 624	107, 673	34, 188	-
R 5 (見込)	586, 715	387, 048	98, 423	101, 244	0	-
平均	509, 165	320, 253	87, 448	83, 206	18, 259	-

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上）

- 令和3年度に本館エントランスホールにカフェ整備工事を実施（令和3年7月オープン）。
- 本館は竣工から50年以上が経過し、経年劣化等による老朽化が進んでいるため、計画的な修繕が必要である。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	11,880	資料落下防止書架改修工事
H29	14,040	屋根防水改修工事
H30	18,360	中央監視装置更新工事
R1	0	
R2	32,515	自動火災報知設備更新工事
R3	71,610	直流電源装置更新工事 11,880千円、カフェ整備工事 59,730千円
R4	34,188	屋上防水改修工事 22,968千円、吸収式冷温水発生機整備工事 11,220千円
R5	0	
計	182,593	

（5）周辺エリア、類似施設の状況

- 県内37市町村に67館（分館含む）の市町村立図書館が設置されている（令和6年4月1日現在）。
（図書館未設置の7市町村においては、公民館図書室を設置）
- 当施設が設置されている水戸市には、市立図書館が6館設置されている。
- 当施設は県全域の搬送体制の確保を図り、県及び市町村間での相互貸借資料の搬送等を実施しているほか、県と各市町村立図書館とをインターネットで結んで一つの巨大な図書館にすることにより、県内のどこに居住していても、身近な市町村立図書館等を窓口として県内公共図書館の資料が利用できる体制を構築している。
- 全都道府県において、都道府県立図書館は計59館（分館含む）設置されている（令和3年10月1日現在）。
 - ・複数館設置
 - 2館：8都府県（秋田県、東京都、神奈川県、福井県、大阪府、和歌山県、島根県、鹿児島県）
 - 3館：2県（埼玉県、千葉県）

・指定管理者制度導入状況（令和3年度）

6府県（岩手県、岡山県、愛知県、山梨県、大阪府、三重県）

※ 業務内容は、施設の維持管理や窓口での来客対応等、図書館業務の一部に限られており、業務全般を指定管理者が行っている事例はない。

2 課題

- 読書環境の変化等、時代に即した図書館のあり方を検討する必要がある。
- 本館は建物の竣工から50年以上が経過し、施設・設備の老朽化に伴う改修工事等に向け、維持管理費を確保する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第6回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続しつつ、県民のニーズを的確に把握し、個人の学習活動や地域の課題解決への支援の充実、さらにはカフェを活かした県民の交流機会の提供を進めていくことで、さらなる機能充実に努め、利用促進につなげていく。
- また、これまで図書館において集積してきた知識や教養などを、外部に向かって積極的に発信するとともに、知の発信拠点としての役割を一層高めていくため、令和5年度から開始した「知の探究セミナー」の内容充実を図る。
- 県有建築物長期保全計画に沿って、長期的かつ安全に使用ができるよう、適切な維持管理に努める。

【理由】

- 大学等も含めた県内図書館ネットワークを構築し、県全域を対象としたサービスを実施するためには、県内市町村や関係機関との広域的・長期的視野に立った連携が必要であり、引き続き施設を存続させる必要がある。

○施設名 青少年教育施設（中央青年の家、さしま少年自然の家）

1 現状

(1) 施設の概要

- 青少年教育施設は、青少年を対象とした研修事業や体験活動プログラムの提供、青少年の健全育成を推進する人材の育成をはじめ、学校や青少年団体等の利用に低廉な料金で供するために設置される社会教育施設であり、自然体験や宿泊体験などの場を提供する中心的な役割を担うとともに、青少年が社会の担い手となることを支援することが期待されている。
- 本県においては、昭和13年に1施設、昭和43年から57年にかけて5施設が設置された。
 （吾国山洗心館の廃止（H20年度末）、西山研修所（H24年度末）の譲与、白浜少年自然の家及び里美野外活動センターの廃止（R5年度末）により、令和6年度時点では2施設）

施設名	中央青年の家	さしま少年自然の家
所在地	土浦市永井 987	境町伏木 2095-3
開設年月	昭和43年4月	昭和58年4月
施設概要	敷地面積 77,387.265 m ² 延床面積 4,456.89 m ² ・RC造3階建	敷地面積 137,064.8 m ² 延床面積 5,941.73 m ² ・RC造2階建
設置理由	青少年の村建設構想に基づき設置	県西地区青少年共同宿泊施設基本構想に基づき設置
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例
事業内容	健全な青年の育成に必要な事業 （共同生活訓練、各種研修等）	健全な少年の育成に必要な事業 （共同生活訓練、各種研修等）
宿泊定員	200人	300人
主な施設等	本館、研修館、体育館、研修館別館、野外炊飯場、野外キャンプ場	管理棟、生活棟、工作館、プラネタリウム、天体観測室、野外炊飯場、野外キャンプ場
利用料金	<日帰り> 児童生徒 30円、青年等 80円、一般 190円 <宿泊> 児童生徒 190円、青年等 370円一般 930円	<日帰り> 児童生徒 30円、青年等 80円、一般 190円 <宿泊> 児童生徒 190円、青年等 370円一般 930円

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間は令和6年度から令和10年度の5年間である。

施設名	中央青年の家	さしま少年自然の家
指定管理者	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
従事者数	20人（常勤13人、非常勤7人）	18人（常勤11人、非常勤7人）

（3）利用状況

- 2施設の令和5年度の宿泊利用者数は約3万4千人で、コロナ禍前の7～8割程度まで回復。
- 2施設の利用者の割合は、学校（宿泊学習での利用）が54.4%と最も多く、次いで、子ども会などの少年団体が29.2%と、児童・生徒の利用が全体の8割を占めている。

【宿泊利用者数の推移】

（単位：人）

年度	S60 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
2施設合計	72,789	47,288	48,648	44,677	45,779	46,039	44,736	2,527	7,627	26,393	33,951	46.6%
中央青年の家	25,305	17,376	19,099	18,455	19,178	18,757	17,968	507	2,710	7,094	11,040	43.6%
さしま少年自然の家	47,484	29,912	29,549	26,222	26,601	27,282	26,768	2,020	4,917	19,299	22,911	48.2%

【各施設の宿泊利用割合、稼働率（宿泊利用率）（R5年度）】

	利用割合（%）			稼働率（%）※4		
	学校 ※1	少年団体 ※2	その他 (青年団体等)※3	繁忙期	左記以外	年間
2施設合計	54.4	29.2	16.4	30.0	18.0	25.5
中央青年の家	51.2	31.0	17.8	30.7	12.3	24.3
さしま少年自然の家	57.5	27.4	15.1	29.3	23.6	26.7

※1 宿泊学習での利用

※2 子ども会、スポーツ少年団、ボーイスカウト等

※3 大学生、高校生グループ、企業研修等

※4 宿泊定員に対する宿泊利用の割合（宿泊利用者数÷宿泊可能人数）

(4) 運営状況

○ 令和5年度の施設運営に係る歳出は、2施設で約2.3億円であり、特に維持管理費は電気料高騰の影響により昨年度より4%増加。利用料収入も含め、今後、再編による運営状況の改善を見込んでいるところ。

【収支の推移】(2施設計)

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費		
	指定管理料	利用料収入	その他 (事業収入)	人件費	維持管理費	事業費	その他				
H26	230,079	187,941	12,942	29,196	223,315	118,155	100,069	5,091	0	6,764	20,412
H27	229,647	184,770	13,195	31,682	230,394	118,095	106,776	5,523	0	△747	0
H28	227,856	190,064	11,886	25,906	217,087	116,113	95,961	5,013	0	10,769	98,949
H29	235,678	194,934	12,502	28,242	231,029	123,611	102,431	4,987	0	4,649	0
H30	231,839	193,478	12,688	25,673	224,119	121,923	97,191	5,005	0	7,720	99,488
R1	237,635	194,826	11,936	30,873	230,427	124,821	97,391	8,215	0	7,208	0
R2	192,504	188,991	909	2,604	192,479	135,254	56,030	1,195	0	25	10,500
R3	225,266	215,812	2,395	7,059	222,291	141,521	76,708	4,062	0	2,975	0
R4	238,750	215,995	7,358	15,397	236,224	143,455	86,972	5,797	0	2,526	0
R5	227,275	191,914	9,606	25,755	227,143	133,072	90,539	3,532	0	132	20,053
平均	227,653	195,873	9,542	22,239	223,451	127,602	91,007	4,842	0	4,202	24,940

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上）

- 長期保全計画に基づき、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新などを行っている。
- 今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定されることから、計画的な修繕が必要。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	20,412	管理棟耐震補強工事（さしま）
H27	0	
H28	98,949	給水設備改修工事（14,977）（中央）、宿泊室他改修工事（83,972）（さしま）
H29	0	
H30	99,488	受水槽更新工事（13,500）（中央）、屋上防水工事（85,988）（さしま）
R1	0	
R2	10,500	本館 201 研修室空調設備設置工事（中央）
R3	0	
R4	0	
R5	20,053	非常用発電装置更新工事（さしま）
計	249,402	

（5）周辺エリア、類似施設等の状況

- 全国的には青少年教育施設は減少傾向にある。（H17（ピーク）：1,320 施設 → R3：840 施設（約4割減））

【令和3年度社会教育調査中間報告より】

年度	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
青少年教育施設	1,263	1,305	1,320	1,129	1,048	941	891	840

【近県の青少年教育施設の再編状況】

	検討・方針	結論・方向性
群馬県	県有施設のあり方見直し（R1）	妙義青少年自然の家の廃止（R3）により3施設から2施設に
栃木県	青少年教育施設再編整備計画（H29）	太平少年自然の家・芳賀青年の家の廃止とみかも自然の家の新設（R6）により4施設から3施設に
千葉県	県立青少年教育施設の再編（H30）	東金青少年自然の家の廃止（R7）により5施設から4施設に

（6）意見・提言等

- 財政再建等調査特別委員会（H20）で、青少年教育施設については「少子化傾向を踏まえ必要定員を精査し、利用者1人あたりの経費などを参考に施設廃止など計画的に余剰定員の解消を図っていくべき」との提言を受け、これまで、吾国山洗心館の廃止（H20年度末）や西山研修所の市への譲与（H24年度末）を実施。
- 第16期茨城県生涯学習審議会（R4）において「今後の施設利用規模の推計に見合った適正な施設数と運営コストにするため、施設の統合・廃止は検討を要する課題である」との意見を受け、県有施設・県出資団体等調査特別委員会での議論を経て、白浜少年自然の家及び里美野外活動センターを廃止（R5年度末）。

2 課題

- 年少人口の減少に伴い、施設利用者が減少。令和4年の出生数が国の将来推計より11年早く80万人を下回るなど、少子化が進む中、施設利用者はさらに減少することが想定される。
- 年間の運営経費（指定管理料、工事費）に約2.5億円を要しているほか、各施設とも設置後40年から50年以上を経過し、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新など、今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定される。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第2回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		○

【方針】

- 時代に応じた施設の適正規模・機能とするため、昨年度再編を行ったところだが、再編後の2施設については、現行の管理手法を継続し、引き続き、青少年を対象とした研修事業や体験活動プログラムの提供、青少年の健全育成を推進する人材の育成に取り組んでいくとともに、更なる利活用促進に向けて情報発信を行っていく。併せて、効率的・適正な運営によりコスト削減を図る。

【理由】

- 自然体験や宿泊体験などの場を提供する中心的な役割を担うとともに、学習指導要領に示されている集団宿泊活動による人間形成に寄与し、青少年が社会の担い手となることを支援することが期待されているため、引き続き施設を存続させる必要がある。

○施設名 生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西）

1 現状

(1) 施設の概要

- 生涯学習センターは、生涯学習に関する情報、学習機会及び学習の場の提供、調査研究等を行い、県民の生涯にわたる学習活動の推進に資することを目的に設置した施設である。
- また、教育事務所単位の広域的な地域をカバーする必要性から、県内に5つの生涯学習センターを整備している。
- 地域課題解決のための人材・団体の育成の推進、現代的課題に資する学習機会の提供、ボランティアの育成など、地域の特色を生かした事業や地域の課題解決に資する事業などを実施している。

施設名	水戸生涯学習センター	県北生涯学習センター	鹿行生涯学習センター	県南生涯学習センター	県西生涯学習センター
所在地	水戸市三の丸1-5-38 (県三の丸庁舎内)	日立市十王町友部 2581 (日立市役所十王支所内)	行方市宇崎 1389	土浦市大和町9-1 (ウララビル内)	筑西市野殿 1371
開業年月	平成5年4月 (現在地移転:平成26年)	平成18年8月	平成9年4月	平成9年10月	平成6年11月
施設概要	施設敷地 9,429.95 m ² 延床面積 736.59 m ² ・SRC造3階建	施設敷地 10,056.49 m ² 延床面積 2,556.11 m ² ・SRC造3階建	施設敷地 14,219 m ² 延床面積 6,956.67 m ² ・SRC造4階建	施設敷地 5,201 m ² 延床面積 5,200.8 m ² ・RC造6階建	施設敷地 20,523 m ² 延床面積 4,039 m ² ・SRC造2階建
設置理由	茨城県生涯学習推進会議（昭和62年10月）、茨城県生涯学習推進協議会（平成2年3月）の提言に基づき設置				
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例				
事業内容	生涯学習活動の推進に必要な事業				
定員	182人	420人	1,039人	951人	721人
主な施設 (定員/人)	大講座室 (104) 中講座室 (48) 小講座室 (30)	中講座室 (45) × 3 小講座室 (18) × 5 和室講座室 × 2 レッスン室、創作室 パソコン室 多目的ホール (100)	大研修室 (144) 中研修室 (36) × 2 小研修室 (24) × 2 音楽視聴覚室、美術工芸室、 トレーニング室、多目的ホール・控室 (308) 宿泊室	中講座室 (100) 小講座室 (54) 和室講座室、創作室、 音楽室、軽運動室 多目的ホール・ホール控室 (468)	中講座室 (80) × 4 小講座室 (45) × 8 レッスン室、和室研修室、 創作室、会議室、レッスン室、 多目的ホール・ホール控室 (300)
利用料金 (単位:円) ※全日利用 一般の場合	大講座室 13,870 中講座室 10,070 小講座室 7,710	小講座室 4,440~ 中講座室 11,900~ 和室講座室 3,120~ 多目的ホール 18,460	大研修室 13,940 中研修室 5,810 小研修室 5,020 宿泊 (1泊素泊) 2,060 多目的ホール 28,030	小講座室 3,260~ 中講座室 10,030~ 和室講座室 3,440~ 多目的ホール 38,450	中講座室 16,520 小講座室 8,570 多目的ホール 21,860

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 5つの生涯学習センターは、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間は令和3年度から令和7年度までの5年間である。

施設名	水戸生涯学習センター	県北生涯学習センター	鹿行生涯学習センター	県南生涯学習センター	県西生涯学習センター
指定管理者	公益財団法人 茨城県教育財団	特定非営利活動法人 インパクト	公益財団法人 茨城県教育財団	特定非営利活動法人 ひと・まちなつとわーく	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）				
従事者数	15人 (常勤14人、非常勤1人)	11人 (常勤9人、非常勤2人)	18人 (常勤7人、非常勤11人)	12人 (常勤10人、非常勤2人)	17人 (常勤9人、非常勤8人)

(3) 利用状況

- 利用者数は、平成21年度をピークに減少傾向にあり、令和5年度はピーク時の約38%となっている。
- ・水戸は平成25年2月から愛宕町から三の丸庁舎に移転したことにより、講座室が減少（17→3）
 - ・県南は平成26年から平成27年9月まで、土浦市との共用部分の工事により講座室を閉鎖
 - ・令和2年度から3年度にかけて、コロナ禍の影響を受け、講座室の定員を半数に制限
 - ・令和3年度からの指定管理期間にあたり、事業を見直し（現代的・地域課題に特化した事業にシフト：講座数の減、講演会の廃止、提案事業の廃止等）

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H21 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
5施設合計	791,428	398,732	495,733	522,298	534,614	541,873	455,100	186,522	211,873	298,454	299,368	37.8%
水戸	153,372	46,190	53,772	55,963	55,023	54,233	43,909	14,696	12,597	18,845	24,451	15.9%
県北	81,917	62,405	67,083	65,548	59,968	64,014	52,304	33,981	32,752	42,879	41,254	50.4%
鹿行	56,022	86,566	95,153	74,050	89,337	104,594	84,493	36,060	45,094	53,218	53,771	*51.4%
県南	321,998	33,586	110,798	156,625	160,021	148,502	152,430	49,366	54,821	83,345	98,163	30.5%
県西	178,119	169,985	168,927	170,112	170,265	170,530	121,964	52,419	66,609	100,167	81,729	45.9%

*鹿行はH30年度をピークとして算出

(4) 運営状況

- 利用料収入については、令和2年度から3年度にかけて、コロナ禍の影響を受け、利用者数の減少に伴い減少したが、平均で30,000千円程度を維持している。
- 令和3年度からの指定管理期間にあたり、事業の見直し（現代的・地域課題に特化した事業にシフト：講座数の減、講演会の廃止、提案事業の廃止等）を行ったことにより、指定管理料を削減。

【収支の推移】（5センター計）

（単位：千円）

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定管理料	利用料収入	その他 (事業収入)	人件費	維持管理費	事業費	その他				
H26	673,353	586,775	27,055	59,523	633,682	256,105	300,517	77,060	0	39,671	0
H27	698,511	612,040	33,266	53,205	665,940	278,262	305,230	82,448	0	32,571	0
H28	698,031	628,632	33,957	35,442	667,798	261,703	317,005	89,090	0	30,233	80,974
H29	714,059	639,197	35,269	39,593	679,249	265,500	319,072	94,677	0	34,810	36,903
H30	709,257	631,518	35,829	41,910	673,660	255,657	322,036	95,967	0	35,597	11,416
R 1	707,785	629,806	33,822	44,157	683,072	265,527	324,278	93,267	0	24,713	17,754
R 2	665,285	611,987	16,805	36,493	642,709	263,897	302,125	76,687	0	22,576	0
R 3	597,948	537,877	19,897	40,174	571,484	267,150	247,235	57,099	0	26,464	17,380
R 4	622,342	538,526	30,722	53,094	605,985	273,739	259,992	72,254	0	16,357	11,550
R 5	612,935	532,550	31,004	49,381	601,946	274,174	258,207	69,565	0	10,989	58,558
平均	669,951	594,891	29,763	45,297	643,353	266,171	295,570	80,811	0	27,398	23,454

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上）

- 長期保全計画に基づき、鹿行・県西を中心に、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新などを行っている。
- 今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定されることから、計画的な修繕が必要。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	-
H27	0	-
H28	80,974	宿泊室他改修工事（55,609）、ホール棟防水工事（14,894）、蓄電池施設改修工事（10,471）（鹿行）
H29	36,903	本館外壁改修工事（鹿行）
H30	11,416	空調設備設置工事（鹿行）
R 1	17,754	給湯・暖房用ボイラー更新工事（鹿行）
R 2	0	-
R 3	17,380	本館エレベーター長寿命化改修工事（鹿行）
R 4	11,550	小講座室系統空調機更新工事（県南）※R5 繰越
R 5	58,558	多目的ホール天井耐震改修工事（鹿行）※R6 繰越
計	234,535	

（5）周辺エリアの動向、類似施設等の状況

〔周辺エリアの動向、本県の類似施設の状況〕

- 水戸生涯学習センターの近隣には、NHK文化センターをはじめ、民間事業者による学習機会の提供が行われている。
- また、県内8つの市町に12の生涯学習センターが設置されているが（令和4年度）、学習機会の提供を実施していることが多く、県のような地域課題解決のための人材・団体の育成などの事業の実施は一部に限られている。

〔他県の類似施設の状況〕

- 生涯学習センター等を有するのは33道県。このうち、4県（茨城県を含む）において本県同様に複数のセンターを設置（令和3年5月現在）。
- 近県では9県中2県が指定管理、業務委託契約による運営

<近県の類似施設の状況>

	埼玉県	山梨県	その他
施設名	埼玉県県民活動総合センター	山梨県生涯学習推進センター	【県直営】
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6-26	山梨県甲府市丸の内1-6-1 防災新館1階	・栃木 ・千葉
指定管理者	公益財団法人 いきいき埼玉	公益財団法人やまなし文化学習協会	・神奈川・群馬
年間指定管理料	320,122千円(令和5年度)	40,962千円(令和5年度)	・新潟 ・長野
指定管理期間	令和6年度～令和10年度(5年間)	業務委託契約(1年間)	・静岡

※埼玉県：県民活動総合センター（所管・県民生活部）

(6) 議会からの提言

- 令和3年度の変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会において、「これからの時代は、協働が1つの大きなキーワードになってくる。それを支える上で、生涯学習は非常に大事な観点であり、生涯学習センターでしっかりと人材の育成を行う必要がある。」との提言を受け、現代的・地域的課題を解決していくために、地域の核となる人材・団体の育成を図る事業を各生涯学習センターで実施している。

2 課題

- 令和3年度から、現代的・地域課題に特化した事業を展開しており、引き続き、現在の事業を深化させつつ、生涯学習センターが地域の活動拠点として社会教育人材と地域社会の担い手の育成に大きな役割を果たすことが求められる。
- 施設により維持管理コストに差があることから、各地域での生涯学習提供機能は維持しつつ、効率的・適正な運営により、コスト削減を図る必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針(案)	今回報告	前回報告 (第6回調特)
①	現状維持(現行の管理手法等での施設運営の合理化等)	○	○
②	施設のあり方検討(サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等)		
③	民間活力導入による運営改善(施設リニューアル等)		
④	他団体への譲渡・譲与(民間、市町村等)		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続し、引き続き、地域の活動拠点として社会教育人材と地域社会の担い手の育成に取り組んでいくとともに、更なる利活用促進に向けて情報発信を行っていく。併せて、効率的・適正な運営によりコスト縮減を図る。

【理由】

- 県民の生涯にわたる学習活動を推進するとともに、現代的・地域課題解決に資する事業を通じ、地域課題に自発的に取り組む人財の育成や地域の活動拠点として一定の成果を挙げてきており、引き続き施設を存続させる必要がある。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

文化課(教育庁)
令和6年6月12日(水)

○施設名 美術館・博物館（近代美術館（つくば分館・天心記念五浦分館含む）、陶芸美術館、ミュージアムパーク茨城県自然博物館）

1 現状

(1) 施設の概要

- 近代美術館は、美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。
- 陶芸美術館は、陶芸に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。
- ミュージアムパーク茨城県自然博物館は、自然科学に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する役割を担っている。

	近代美術館	つくば分館	天心記念五浦分館	陶芸美術館	自然博物館																																																																																																																																						
所在地	水戸市千波町東久保 666 番 1	つくば市吾妻 2 丁目 8 番	北茨城市大津町字椿 2083 番	笠間市笠間 2345 番地	坂東市大崎 700 番地																																																																																																																																						
開館年月 経過年数	昭和 63 年 10 月 (築 35 年)	平成 2 年 6 月 (築 33 年)	平成 9 年 11 月 (築 26 年)	平成 12 年 4 月 (築 23 年)	平成 6 年 11 月 (築 29 年)																																																																																																																																						
施設概要	施設敷地 19,901 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積: 10,507 m ²)	施設敷地 6,753 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積: 2,676 m ²)	施設敷地 90,500 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積: 5,848 m ²)	施設敷地 15,500 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積: 6,751 m ²)	施設敷地 158,067 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建 (延床面積: 11,995 m ²)																																																																																																																																						
設置理由	美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示、調査研究等			陶芸に関する資料の収集、 保管及び展示、調査研究等	自然科学に関する資料の収 集、保管及び展示、調査研 究、レクリエーション等																																																																																																																																						
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例																																																																																																																																										
事業内容	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等	普及事業、貸しギャラリ ー	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等																																																																																																																																						
定員	—	—	—	—	—																																																																																																																																						
利用料金	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">常設展</th> <th colspan="2">企画展</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>320</td> <td>240</td> <td rowspan="4">1,210円以内で 教育委員会が定 める額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学生以上</td> <td>160</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>高 大</td> <td>240</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>小 中</td> <td>180</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>		常設展		企画展		個人	団体	個人	団体	一般	320	240	1,210円以内で 教育委員会が定 める額		小学生以上	160	120	高 大	240	180	小 中	180	120	ギャラリー展使用料 (1日につき) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">展示室</th> <th colspan="2">無料観覧</th> <th colspan="2">有料観覧</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 室(308m²)</td> <td>15,780</td> <td>18,920</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 室(231m²)</td> <td>11,900</td> <td>14,290</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>両室</td> <td>27,680</td> <td>33,210</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	展示室	無料観覧		有料観覧		個人	団体	個人	団体	第 1 室(308m ²)	15,780	18,920			第 2 室(231m ²)	11,900	14,290			両室	27,680	33,210			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">常設展</th> <th colspan="2">企画展</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>190</td> <td>150</td> <td rowspan="4">840円以内で教 育委員会が定め る額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学生以上</td> <td>90</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>高 大</td> <td>120</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>小 中</td> <td>80</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>		常設展		企画展		個人	団体	個人	団体	一般	190	150	840円以内で教 育委員会が定め る額		小学生以上	90	70	高 大	120	80	小 中	80	50	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">常設展</th> <th colspan="2">企画展</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>320</td> <td>260</td> <td rowspan="4">840円以内で教 育委員会が定め る額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学生以上</td> <td>160</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>高 大</td> <td>260</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>小 中</td> <td>160</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table>		常設展		企画展		個人	団体	個人	団体	一般	320	260	840円以内で教 育委員会が定め る額		小学生以上	160	130	高 大	260	210	小 中	160	130	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">企画展</th> <th colspan="2">常設展</th> <th colspan="2">野外施設のみ</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> <th>個人</th> <th>団体</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>750</td> <td>610</td> <td>540</td> <td>440</td> <td>210</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>小学生以上</td> <td>370</td> <td>300</td> <td>270</td> <td>220</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>高 大</td> <td>460</td> <td>320</td> <td>340</td> <td>210</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>小 中</td> <td>150</td> <td>70</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>		企画展		常設展		野外施設のみ		個人	団体	個人	団体	個人	団体	一般	750	610	540	440	210	100	小学生以上	370	300	270	220	100	50	高 大	460	320	340	210	100	50	小 中	150	70	100	50	50	30
	常設展		企画展																																																																																																																																								
	個人	団体	個人	団体																																																																																																																																							
一般	320	240	1,210円以内で 教育委員会が定 める額																																																																																																																																								
小学生以上	160	120																																																																																																																																									
高 大	240	180																																																																																																																																									
小 中	180	120																																																																																																																																									
展示室	無料観覧		有料観覧																																																																																																																																								
	個人	団体	個人	団体																																																																																																																																							
第 1 室(308m ²)	15,780	18,920																																																																																																																																									
第 2 室(231m ²)	11,900	14,290																																																																																																																																									
両室	27,680	33,210																																																																																																																																									
	常設展		企画展																																																																																																																																								
	個人	団体	個人	団体																																																																																																																																							
一般	190	150	840円以内で教 育委員会が定め る額																																																																																																																																								
小学生以上	90	70																																																																																																																																									
高 大	120	80																																																																																																																																									
小 中	80	50																																																																																																																																									
	常設展		企画展																																																																																																																																								
	個人	団体	個人	団体																																																																																																																																							
一般	320	260	840円以内で教 育委員会が定め る額																																																																																																																																								
小学生以上	160	130																																																																																																																																									
高 大	260	210																																																																																																																																									
小 中	160	130																																																																																																																																									
	企画展		常設展		野外施設のみ																																																																																																																																						
	個人	団体	個人	団体	個人	団体																																																																																																																																					
一般	750	610	540	440	210	100																																																																																																																																					
小学生以上	370	300	270	220	100	50																																																																																																																																					
高 大	460	320	340	210	100	50																																																																																																																																					
小 中	150	70	100	50	50	30																																																																																																																																					

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 管理運営は、全て直営で実施し、施設管理及び博物館業務については、近代美術館では、分館2館合わせて、111人体制（常勤28人・非常勤83人）、陶芸美術館は、38人体制（常勤10人・非常勤28人）、自然博物館は、68人体制（常勤26人・非常勤42人）でそれぞれ行っている。
- 美術館・博物館は、文化芸術や郷土の自然に係る専門的・継続的な調査研究とその蓄積の確保、長期にわたる信頼関係を基礎とした寄贈品・寄託品の受入・借用・企画展など長期的な事業の計画・実施、学芸員等の専門職員の確保と育成が求められるため、一定期間で運営主体が入れ替わることを前提に制度設計されている指定管理者制度の導入は行っていない。

(3) 利用状況

- 平成26年度以降の入館者数は、コロナ禍の影響を受けた令和2、3年度を除き、概ね横這いで推移している。
5施設合計の入館者数は、陶芸美術館が開館した平成12年度がピークで、令和5年度の5施設合計入館者数はピーク時の6割強となっている。
- 区分別入館者数については、個人利用の「一般」及び学校の団体利用等の「その他」が中心であり、個人利用の「高校・大学生」は低い状況にある。また、各館の特性により、日本画を中心に展示する五浦美術館では「一般」や「高齢者」、自然博物館では「小・中学生」の割合が他館に比べ高い。
- その他、各館においては、教育普及事業※の一環として館内外での講演や講座、移動博物館等を実施しており、令和5年度の5施設合計利用者数は約14万人となっている。

※展示以外の方法で、教育普及を目的とした活動を行う事業(例：ワークショップ、講演会、学校との連携、展示案内等)

【入館者数の推移】

(単位：人)

年度入館者数	H12 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
5施設合計	1,004,525	704,376	726,153	806,311	720,200	788,480	726,319	351,644	425,158	668,780	644,952	64.20%
近美	127,633	70,098	77,715	138,811	27,638	94,028	96,136	52,527	53,648	84,574	60,660	
つくば	58,529	52,309	51,589	45,539	48,502	55,072	45,478	11,692	26,819	42,725	47,386	
五浦	240,368	91,584	97,208	120,514	89,199	84,945	55,020	3,727	30,819	43,332	50,711	
陶芸	166,608	60,599	54,372	55,346	51,301	65,451	48,769	26,040	32,748	50,059	55,594	
自然博	411,387	429,786	445,269	446,101	503,560	488,984	480,916	257,658	281,124	448,090	430,601	

※空調設備改修工事等に伴う休館：近代美術館_H29.5.15～H30.1.19 陶芸美術館_R元.11.25～12.28 五浦分館_R2.8.1～R3.4.23

【入館者の区分別割合（令和5年度）】

（単位：％）

区分	一般	高校・大学生	小・中学生	高齢者	その他
4 施設合計	36.2	1.6	13.8	6.2	42.2
近美	29.3	4.1	5.8	9.4	51.4
つくば					
五浦	38.4	1.7	3.2	26.7	30.0
陶芸	35.3	3.0	8.5	15.9	37.3
自然博	37.0	1.0	16.9	2.1	43.0

※ その他は、未就学児、団体利用及び招待券利用者等

※ つくば分館は、貸しギャラリーの入館者数のみ把握（区分別の人数は把握していない）

【教育普及事業利用者数（令和5年度）】

（単位：人）

区分	館内	館外	合計
5 施設合計	83,557	54,232	137,789
近美	43,223	3,325	46,548
つくば	3,572	—	3,572
五浦	6,190	12,544	18,734
陶芸	22,719	27,565	50,284
自然博	7,853	10,798	18,651

(4) 運営状況

- 人件費や維持管理費が年々増加傾向にあり、令和5年度の歳出計は約24億1千万円で、平成26年度の約47%増となっている。
- 特に、令和5年度の維持管理費は、電気料の高騰の影響等により、平成26年度比約52%増となっている。
- その他事業費については、大規模修繕事業を含むため、年度ごとのばらつきがあるが、施設の老朽化とともに増加傾向にある。

【歳出の推移】

年度	歳出計				
		人件費	維持管理費	事業費	その他
H26	1,635,841	813,319	565,983	172,291	84,248
H27	1,695,849	818,133	636,686	181,572	59,458
H28	1,765,875	837,989	614,915	220,578	92,393
H29	2,342,673	747,496	627,524	202,070	765,583
H30	2,611,355	901,183	688,915	*922,619	98,638
R1	2,092,680	954,568	710,801	244,299	183,012
R2	2,262,104	1,003,965	706,106	207,349	344,684
R3	2,328,788	1,043,979	704,833	243,772	336,204
R4	2,437,250	1,059,877	832,811	239,106	305,456
R5 (見込)	2,406,901	1,074,863	858,111	233,999	239,928
平均	2,157,932	925,537	694,669	286,766	250,960

(単位：千円)

【参考】 使用料等収入
112,339
129,185
177,286
152,149
199,185
189,787
111,650
120,104
191,479
170,052
155,322

※ 美術資料取得基金において、動産として所有していた2作品の買戻しに係る費用695,000千円を含む。
(695,000千円を除いた事業費：227,619千円)

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- これまで規模の大きな修繕については、緊急性を勘案しながら、必要な修繕を行い、また財源については、国補事業等を有効に活用しながら実施した。
- 主な実績としては、老朽化に伴う空調設備及び展示室等のLED化などの照明設備更新工事を実施した。
- 今後も茨城県県有建築物長期保全計画に基づく、空調設備の更新・電気設備の更新に係る工事が想定される。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	42,574	自然博物館火災報知設備更新等
H27	33,578	自然博物館水系展示設備（ブラインチラーユニット）更新等
H28	53,437	自然博物館水系展示設備（ろ過器）更新等
H29	729,344	近代美術館空調設備更新等
H30	63,819	近代美術館照明設備更新等
R1	149,556	陶芸美術館空調設備更新、各館防火シャッター更新等
R2	308,593	五浦美術館空調設備更新、近代美術館照明設備更新等
R3	299,035	自然博物館空調設備更新、五浦美術館照明設備更新等
R4	268,895	自然博物館空調設備更新、五浦美術館照明設備更新等
R5	204,952	自然博物館電気室高圧機器更新、五浦美術館照明設備更新、近代美術館チラーユニット更新工事
計	2,153,783	

（5）周辺エリアの動向・他県の類似施設の状況

- 近県の類似施設の約8割が管理運営を直営で実施している。

管理手法	施設数	施設名等 <small>指定管理施設の（ ）内は指定管理者名、博物館は自然史系博物館を記載</small>
直営	13	福島県立美術館及び博物館、栃木県立美術館及び博物館、群馬県立近代美術館及び館林美術館 群馬県立自然史博物館、千葉県立美術館及び中央博物館、埼玉県立近代美術館及び自然の博物館 神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立近代美術館（警備や設備保守業務等の一部業務をPFI※で実施）
指定管理	3	埼玉県立川の博物館（株乃村工藝社）、東京都美術館及び東京都現代美術館（公助東京都歴史文化財団）

※ PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

2 課題

- 施設全体の入館者数は、過去10年間は概ね横這いで推移しており、コロナ禍で一時的に大幅減少があったものの、現在は回復傾向にあることから、引き続き一層の誘客に向けて、県民ニーズを踏まえた展覧会開催など活動のさらなる充実を図る必要がある。
- 各施設とも開館から20年以上が経過し、施設の老朽化や設備の更新時期を控えており、修繕箇所が年々増加している。今後は、耐用年数に応じ、計画的な設備更新を実施する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第6回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続しつつ、多様な県民ニーズを踏まえた魅力的な企画展の開催や、学校・地域と連携した教育普及活動・広報活動の強化、企業パートナー制度※等の導入による外部資金の活用などにより、各施設の特色を活かした取組を行っていく。
- 施設設備の老朽化等の対策については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に施設改修及び設備更新を行っていく。

【理由】

- 美術館・博物館の運営には、文化芸術や郷土の自然に係る専門的・継続的な調査研究とその蓄積、長期にわたる信頼関係を基礎とした寄贈品・寄託品の受入・借用や事業の計画・実施、学芸員等の専門職員の確保・育成が必要であるため、引き続き県において運営していく。

※ 企業パートナー制度とは、企業と美術館・博物館が「パートナー」となって一緒に作り上げる新しい美術館・博物館の支援システム。企業からの支援は、展覧会の開催、調査研究、教育普及活動等に充当し、企業に対しては、支援金額に応じて様々な特典を提供する。

○施設名 県立歴史館

1 現状

(1) 施設の概要

- 茨城県立歴史館は、歴史に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。

所在地	水戸市緑町2丁目1番15号				
開館年月	昭和49年9月（築49年）				
施設概要	施設敷地 71,859.73 m ² 、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建（延床面積：13,292.44 m ² ）				
設置理由	歴史に関する資料の収集、保管及び展示、調査研究等				
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例				
事業内容	常設展示及び企画展の開催、普及事業、行政文書等の収集、整理及び公開				
定員	—				
利用料金	区分	一般	満70歳以上	大学生	小中高生
	特別展開催期間	610円（490円）	300円（240円）	320円（240円）	無料
	企画展開催期間	350円（290円）	170円（140円）	180円（140円）	無料
	上記以外の期間	160円（130円）	80円（60円）	80円（60円）	無料
	年間パスポート	1,050円	1,050円	520円	—
*（ ）内は、団体料金					

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 昭和56年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理制度を導入している。
（歴史館は、財団法人茨城県教育財団が建設し、昭和49年9月茨城県歴史館として開館。昭和56年に施設・設備等財産が茨城県に寄付されたため、県は茨城県立歴史館を設置し、財団法人茨城県教育財団へ管理を委託）

指定管理者	公益財団法人茨城県教育財団
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
従事者数	54人（常勤24人、非常勤30人）

(3) 利用状況

- 入館者及び教育普及事業等利用者を合わせた利用者数は、コロナ禍の影響を受けた令和2、3年度を除き、約17万人程度で、令和5年度は、教育普及事業等利用者の増加により約19万人に達した。
- 区分別入館者数については、学校などの団体利用及び旧水海道小学校観覧者や無料イベント日の入館者等の「その他」の割合が高く、個人利用の「小・中学生」や「高校・大学生」の割合は低い状況にある。
- 教育普及事業等利用者については、講堂等の施設利用者を合わせ、令和5年度の利用者数は約13万人となっている。その内訳をみると、主に歴史館に親しむイベント（歴史館まつり等）の参加者数が、全体の約51%を占めている。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	ピーク (H5)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用者数	-	169,195	177,385	172,840	175,023	183,928	173,714	90,716	112,009	172,324	187,869	-
入館者数	116,246	100,207	96,948	91,088	89,082	92,046	77,181	53,254	62,255	67,844	61,631	53.02%
教育普及事業 等利用者数	-	68,988	80,437	81,752	85,941	91,882	96,533	37,462	49,754	104,480	126,238	-

※教育普及事業等利用者数の集計をH26から開始したため、R5とのピーク時比較は入館者数で算出。

【区分別入館者数の割合（令和5年度）】

(単位：%)

一般	高校・大学生	小・中学生	高齢者	その他
25.1	2.1	9.4	8.6	54.8

※その他は、団体利用、旧水海道小学校観覧者、無料イベント日（歴史館まつり等）入館者、招待券利用者、未就学児等。

【教育普及事業等利用者数（令和5年度）】

(単位：人)

館内普及事業	歴史館まつり		館外普及事業※	小計	施設利用者数 (講堂・茶室)	合計
	(6月)	歴史館いちょう まつり(11月)				
83,627	19,879	44,524	34,558	118,185	8,053	126,238

※館外普及事業とは、学習支援講座派遣事業や郷土学習支援講師派遣事業などの出前事業。

(4) 運営状況

- 平成 18 年度の指定管理者制度導入以降、人件費や維持管理費の増加に伴い、指定管理料が増加しており、令和 5 年度指定管理料は、約 4 億円で、平成 26 年度の約 35%増である。
- 入館料や講堂等の施設使用料などの利用料収入は、約 800 万円であり、概ね横ばいで推移している。
- なお、茨城県教育財団が実施した修繕以外に、県においても歴史館外壁改修等の修繕を実施しており、平均で約 3 千万円となっている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費	
	指定管理料	利用料収入	その他	人件費	維持管理費	事業費	その他				
H26	315,922	298,230	8,024	9,668	316,755	161,236	100,546	54,973	0	△ 833	0
H27	321,100	303,323	8,609	9,168	315,309	161,751	102,667	50,891	0	5,791	0
H28	339,395	321,085	8,664	9,646	327,511	170,707	106,393	50,411	0	11,884	0
H29	356,728	333,773	11,350	11,605	345,298	176,732	111,022	57,544	0	11,430	45,630
H30	360,725	347,588	*1 3,555	9,582	350,140	191,042	115,818	43,280	0	10,585	61,431
R 1	385,669	*2 365,596	7,230	12,843	379,889	210,517	115,153	54,219	0	5,780	18,566
R 2	405,518	*2 372,018	7,876	25,624	401,427	214,638	116,503	70,287	0	4,091	23,221
R 3	430,287	*2 399,518	6,979	23,790	430,759	232,678	118,086	67,425	12,570	△ 472	97,091
R 4	420,208	394,921	8,789	16,498	410,854	213,084	133,040	62,582	2,148	9,354	3,619
R 5 (見込)	437,130	401,193	7,983	27,954	425,020	217,905	126,860	73,071	7,184	12,110	36,673
平均	377,268	353,725	7,906	15,638	370,296	195,029	114,609	58,468	2,190	6,972	28,623

*1_平成 30 年度は、空調設備改修工事及び機器設置後に施設の温湿度を経過観察する必要があり、特別展が開催できなかったため、利用料収入が少ない。

*2_令和元年～令和 3 年度の指定管理料には、歴史館データベース検索機能充実・強化事業費(各年度 18,160 千円)を含む。

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- これまで規模の大きな修繕については、緊急性を勘案しながら、必要な修繕を実施した。
- 主な実績としては、老朽化に伴う空調設備や外壁改修などの工事を実施した。
- 令和6年度に開館から50年を経過し、施設の老朽化や設備の更新に伴う改修工事等が必要となることから、今後も茨城県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に実施していく。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	0	
H29	44,452	旧茂木家屋根改修工事(26,060)・旧水海道小玄関改修工事(18,392)
H30	44,658	空調設備更新(チラーユニット)
R 1	13,880	考古収蔵庫屋根改修工事
R 2	0	
R 3	79,838	外壁等改修工事
R 4	0	
R 5	12,518	一橋徳川家記念室屋上防止工事(12,518)
計	195,346	

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 県は令和2年4月に「偕楽園魅力向上アクションプラン」を策定し、弘道館や歴史館、千波公園等の周辺施設を含めた地域・エリア全体での魅力向上を進めている。
- 近県の歴史系博物館については、千葉県(一部施設)及び東京都で指定管理を導入、それ以外は直営で管理運営している。

管理手法	施設数	施設名 指定管理施設の()内は、指定管理者名
直営	5	群馬県立歴史博物館、千葉県立関宿城博物館、神奈川県立歴史博物館、山梨県立考古博物館、長野県立歴史館
指定管理	2	千葉県立房総のむら((公財)千葉県教育振興財団)、東京都江戸東京博物館((公財)東京都歴史文化財団)

(6) 議会からの提言

- 平成 18 年の県出資団体等調査特別委員会で、「平成 18 年度からの指定管理制度への移行に伴い、さらなる人件費の縮減を図るとともに、管理運営費についても費用対効果を念頭に徹底して縮減を図ることが必要である」との提言を受けた。
なお、歴史館は平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、事業の計画的・効率的な執行に取り組むよう指導し、縮減を図った。
- 平成 22 年の県出資団体等調査特別委員会で、「県立歴史館の公文書機能については、公文書等の管理に関する法律などが制定された状況を踏まえ、県が直営する場合と本団体を通して運営する場合のメリット・デメリットを整理すべきである」との提言を受け、平成 22 年に「歴史館における公文書館機能の運営方法等について」、関係の所管部局等において協議し、平成 25 年に「茨城県文書管理規則」及び「茨城県文書等整理保存規程」の改正により、歴史館を「歴史公文書」を移管する施設として位置づけた。
- 令和 3 年の変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会で、「県立歴史館の老朽化により、計画的な改修が必要である。集客を図る上では、独自の企画展だけでなく、偕楽園、近代美術館等周辺の他の施設との相互連携によって、広域的な利用促進ができるのではないかと。経営の健全性を高めることは当たり前であるが、経費の削減ばかりではなく、チャレンジをすることも大きな意味をなすものである」との提言を受け、施設の老朽化については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、改修計画を作成するとともに、毎年施設から現状を聞き取ったうえで、整備計画を作成し、計画的な改修を行っている。
また、梅まつり期間中に偕楽園・弘道館周辺の複数施設と連携し、2 館目以降の入館料を特別割引する取組への参加や館内カフェスペースの整備など、誘客促進及び施設間の回遊性の向上に努めた。

2 課題

- 偕楽園に近接しているという強みを活かし、さらなる施設の魅力化、誘客促進を図る必要がある。
- 施設の魅力化を進めるため、組織体制の強化、見直し等を検討していく必要がある。
- 公文書館機能については、歴史公文書のデジタル化を進めるとともに、今後のあり方について検討していく必要がある。
- 開館から約 50 年が経過し、施設・設備の老朽化等により、修繕箇所が年々増加しており、耐用年数に応じ、設備更新を計画的に実施する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第6回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続するとともに、知見を持った外部人材の活用や、歴史館の指定管理者である茨城県教育財団に研究機能に係る役割を一部分担させることにより、歴史館が展示・普及事業により注力できる体制を構築し、歴史館への誘客促進や近接する偕楽園など周辺エリアの回遊性向上に繋がるよう、魅力向上を図っていく。
- 歴史公文書について、時間や場所に関わらず誰でも閲覧が可能となるようデジタル化を進めるとともに、その進捗に即して、公文書館機能のあり方を検討していく。
- 施設・設備の老朽化等の対策については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に施設改修及び設備更新を行っていく。

【理由】

- 当施設は、本県の歴史に関する資料の収集・保管、調査研究及び展示等により、幅広く県民に対して本県の歴史文化に触れる機会を提供するなどの役割を果たしており、引き続き、多様化する県民ニーズに適切に対応しながら、施設を存続していく必要がある。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

高校教育課(教育庁)
令和6年6月12日(水)

○施設名 教育研修センター

1 現状

(1) 施設の概要

- 教育研修センターは、「教育公務員特例法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育関係職員の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資する施設としての役割を担っている。

所在地	笠間市平町 1410
開業年月	平成 4 年 4 月
施設概要	施設敷地 106,180 m ² 、鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階建（延床面積：17,881 m ² ）
設置理由	県内公立学校の校長、教員その他教育関係職員等の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資するため。
設置の根拠法令等	教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
事業内容	教育に関する研究や教職員に対する研修等
定員	—
利用料金	宿泊利用料 1,360 円／1 泊

(2) 管理手法 ※令和 6 年 4 月 1 日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、施設管理及び研修業務について 104 人体制（常勤 50 人、非常勤 54 人）で行っている。
- 教育公務員特例法において、「任命権者は教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」とされている。
- また、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例において、当施設の目的は「教育関係職員の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資すること」と規定されており、これらの業務を総合的に行うためには、県が直接管理運営を実施するのが適切であるため、指定管理者制度の導入は行っていない。

(3) 利用状況

○ 利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度以降、オンライン研修の導入等により減少したが、令和5年度の利用者数は、オンライン研修に加えて多くの研修で集合研修を再開できたことにより、近年のピークである平成28年度の71.6%まで回復している。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H26	H27	H28 (ピーク)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用者数	66,072	62,823	67,220	62,628	58,505	59,805	28,613	41,493	45,008	48,116	71.6%

(4) 運営状況

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】				
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H26	757,647	622,980	113,416	21,251	0	2,861
H27	770,412	628,017	113,076	19,167	10,152	2,476
H28	762,333	617,658	110,408	20,119	14,148	2,743
H29	735,101	590,903	123,167	21,031	0	2,694
H30	753,095	603,688	118,662	20,269	10,476	2,835
R1	773,168	616,347	119,226	26,595	11,000	4,158
R2	791,633	637,130	111,200	20,852	22,451	-
R3	824,874	650,041	121,474	20,953	32,406	-
R4	811,433	639,845	132,372	23,728	15,488	-
R5 (見込)	867,302	662,320	129,622	31,998	43,362	-
平均	784,700	626,893	119,262	22,596	15,948	1,777

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 設備の経年劣化に伴い、近年、屋上防水改修工事や電気設備更新工事等を実施している。
- 今後も施設の老朽化や設備の経年劣化に伴う改修工事等が必要となることから、優先順位を付けて計画的に実施していく。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	-
H27	10,152	中央監視装置リモートユニット等更新工事（10,152）
H28	14,148	吸収冷温水発生機整備工事（14,148）
H29	0	-
H30	10,476	中央監視装置リモートユニット等更新工事（10,476）
R1	11,000	管理研修棟6階屋上防水改修工事（11,000）
R2	22,451	受変電設備改修工事（22,451）
R3	32,406	非常放送設備更新工事（10,758）、電気設備更新工事（21,648）
R4	15,488	防火設備改修工事（15,488）
R5	35,200	昇降機更新工事（35,200）
計	151,321	

（5）他県の類似施設の状況

- 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県等近隣他県の同様の施設は全て直営で運営されている。

2 課題

- 新規採用者数の増加や、研修内容の一斉講義型から実践、実習型への転換による少人数の班別研修の増加のほか、グローバル化や情報化の進展等に伴う今日的教育課題に対して先進的に取り組んでいく必要がある。
- 施設面においては、経年劣化による修繕等が必要になってきており、適切な研修環境を維持するためにも、計画的に改修を進めていく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 (第6回調特)
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 県内の公立学校等の教育関係職員の研修や教育に関する研究、相談、実習等を総合的に行う施設の性格上、引き続き現行の管理手法を継続し、多様化する教育課題に対応できる教員の育成を図るため、初任者研修等の法定研修を含めて研修内容の充実に取り組んでいく。
- 施設については、計画的な修繕を進めていくことで適切な研修環境の維持に努めていく。

【理由】

- 教育公務員特例法において、「任命権者は教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」とされており、引き続き県において施設を運営していく必要がある。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

保健体育課(教育庁)
令和6年6月12日(水)

○施設名 堀原運動公園、笠松運動公園

1 現状

(1) 施設の概要

- 両運動公園は、県民のスポーツレクリエーション活動及び体力の向上とスポーツ文化の振興を目的に、社会体育施設としての役割を担っている。

施設名	堀原運動公園	笠松運動公園																																																																	
所在地	水戸市新原2-11-1	ひたちなか市佐和2197-28																																																																	
開設	昭和32年6月	昭和49年12月																																																																	
施設概要	施設敷地 125,489.79 m ²	施設敷地 560,430.67 m ² ※体育館等の建物の面積は延べ床面積																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積 (m²)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技場</td> <td>19,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>22,889.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武道館</td> <td>9,869.79</td> <td>鉄筋コンクリート造3階建</td> </tr> <tr> <td>自由広場</td> <td>11,850</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童公園</td> <td>4,246.73</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※武道館は建物延べ床面積</p>	施設名	面積 (m ²)	その他	競技場	19,200		野球場	22,889.6		武道館	9,869.79	鉄筋コンクリート造3階建	自由広場	11,850		児童公園	4,246.73		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積 (m²)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>32,353.98</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助陸上競技場</td> <td>20,490</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投てき場</td> <td>7,986.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>8,691</td> <td>鉄筋コンクリート造2階建</td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td>24,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>14,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>15,550</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童スポーツ広場</td> <td>6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登はん競技場</td> <td>-</td> <td>2面</td> </tr> <tr> <td>屋内水泳プール 兼アイススケート場</td> <td>18,078.079</td> <td>鉄筋コンクリート造2階建</td> </tr> <tr> <td>アーチェリー場</td> <td>1,957.21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前庭広場</td> <td>11,173</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央広場</td> <td>20,226</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本庭園</td> <td>6,563</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子供の広場</td> <td>11,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	面積 (m ²)	その他	陸上競技場	32,353.98		補助陸上競技場	20,490		投てき場	7,986.70		体育館	8,691	鉄筋コンクリート造2階建	球技場	24,100		テニスコート	14,900		野球場	15,550		児童スポーツ広場	6,000		登はん競技場	-	2面	屋内水泳プール 兼アイススケート場	18,078.079	鉄筋コンクリート造2階建	アーチェリー場	1,957.21		前庭広場	11,173		中央広場	20,226		日本庭園	6,563		子供の広場	11,000
施設名	面積 (m ²)	その他																																																																	
競技場	19,200																																																																		
野球場	22,889.6																																																																		
武道館	9,869.79	鉄筋コンクリート造3階建																																																																	
自由広場	11,850																																																																		
児童公園	4,246.73																																																																		
施設名	面積 (m ²)	その他																																																																	
陸上競技場	32,353.98																																																																		
補助陸上競技場	20,490																																																																		
投てき場	7,986.70																																																																		
体育館	8,691	鉄筋コンクリート造2階建																																																																	
球技場	24,100																																																																		
テニスコート	14,900																																																																		
野球場	15,550																																																																		
児童スポーツ広場	6,000																																																																		
登はん競技場	-	2面																																																																	
屋内水泳プール 兼アイススケート場	18,078.079	鉄筋コンクリート造2階建																																																																	
アーチェリー場	1,957.21																																																																		
前庭広場	11,173																																																																		
中央広場	20,226																																																																		
日本庭園	6,563																																																																		
子供の広場	11,000																																																																		
設置理由	県民のスポーツレクリエーション活動及び体力の向上とスポーツ文化の振興を目的に設置																																																																		
設置の根拠法令等	茨城県都市公園条例第2条																																																																		
事業内容	運動公園の管理運営																																																																		
定員	-																																																																		
利用料金	売店使用料(1年以上/1平方メートル1月につき):27円、ほか452項目を設定(茨城県都市公園条例第11条及び第15条の8、第15条の12)																																																																		

【参考：ネーミングライツ導入状況】

施設名	ネーミングライツ・パートナー	通称名	契約期間	契約額（年額）
堀原運動公園 （武道館）	（株）東日本技術研究所	東日本技術研究所 武道館	令和5年度～令和9年度 （5年間）	200万円
笠松運動公園 （体育館）	（株）まるたか観光	まるたか観光アリーナ	令和5年度～令和9年度 （5年間）	123万円
笠松運動公園 （陸上競技場）	水戸信用金庫	水戸信用金庫スタジアム	令和4年度～令和7年度 （4年間）	490万円
笠松運動公園 （屋内水泳プール兼 アイススケート場）	（株）山新	山新スイミングアリーナ	令和4年度～令和6年度 （3年間）	720万円

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 両施設とも平成18年度から指定管理者制度を導入している。

施設名	堀原運動公園	笠松運動公園
指定管理者	公益財団法人茨城県スポーツ協会	
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）	
従事者数	15人（常勤4人、嘱託・臨時7人、非常勤4人）	19人（常勤8人、嘱託・臨時11人）

(3) 利用状況

- 堀原運動公園の利用者数については、平成30年度までは増加していたが、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により減少した後、コロナ禍前の水準に回復しつつある。
- 笠松運動公園の利用者数については、平成26年度をピークに減少後、平成30年度以降は回復傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、回復途上にある。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	ピーク	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
2施設 合計	1,149,457	1,086,709	923,510	730,820	681,724	881,056	883,617	311,348	491,597	624,756	679,205	59.1%
堀原運 動公園	259,283 (H29)	196,535	151,000	183,801	259,283	255,115	209,070	76,155	107,085	180,697	220,553	85.1%
笠松運 動公園	890,174 (H26)	890,174	772,510	547,019	422,441	625,941	674,547	235,193	384,512	444,059	458,652	51.5%

(4) 運営状況

- 利用料収入については、平均で 120,000 千円前後で推移していたが、コロナ禍の影響を受け、減少した後、回復傾向にある。
- 維持管理費については、概ね 500,000 千円前後で推移していたが、エネルギー価格高騰の影響により、令和 5 年度は 541,055 千円であった。
- なお、茨城県スポーツ協会が実施した修繕以外に、県においても堀原運動公園野球場更新や笠松運動公園体育館バスケットゴール修繕等を実施しており、平均で 226,854 千円の修繕を行っている。

【収支の推移】(2公園計)

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費	
	指定管理料	利用料収入	その他	人件費	維持管理費	事業費	その他				
H26	662,893	464,716	134,777	63,400	657,173	92,128	515,768	49,277	0	5,720	18,965
H27	611,242	451,890	114,168	45,184	600,949	95,620	474,432	30,897	0	10,293	292,922
H28	631,155	468,457	124,007	38,691	625,293	90,043	498,591	36,659	0	5,862	232,545
H29	638,966	470,211	128,313	40,442	633,881	92,646	500,290	40,945	0	5,085	364,557
H30	648,851	478,274	128,490	42,087	647,563	92,206	512,972	42,385	0	1,288	557,179
R 1	622,985	480,601	103,918	38,466	622,283	94,927	492,742	34,614	0	702	238,252
R 2	582,068	480,600	70,811	30,657	571,041	92,269	458,925	19,847	0	11,027	251,839
R 3	630,637	514,278	97,189	19,170	623,578	99,957	505,981	17,640	0	7,059	129,296
R 4	679,988	544,993	102,386	32,609	696,213	103,968	562,821	29,424	0	△16,225	86,163
R 5	688,485	541,485	108,689	38,311	679,407	109,961	541,055	28,391	0	9,078	96,817
平均	639,727	489,550	111,275	38,902	635,738	96,372	506,358	33,008	0	3,989	226,854

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- 堀原運動公園においては、施設の設置以降60年以上が経過しており、野球場や武道館を中心に、設備の耐用年数及び老朽化の進行具合を考慮して、防球ネットや防災設備の修繕(更新)を実施し、利用者の安全性確保等を図っている。
- 笠松運動公園においては、施設の設置以降約50年が経過しており、令和元年度のいきいき茨城ゆめ国体に向けて陸上競技場や体育館の改修を行ってきたほか、屋内水泳プール兼アイススケート場においても、水質維持設備の改修等を実施し、利用者の利便性向上等を図っている。

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	14,040	【笠松運動公園】プール棟施設設備整備
H27	284,228	【笠松運動公園】陸上競技場フィールド他改修
H28	199,400	【笠松運動公園】広場整備、アーチェリー場整備、第1駐車場改修、フェンス改修
H29	343,335	【堀原運動公園】野球場防球ネット他整備 【笠松運動公園】陸上競技場散水設備整備、空調等自動制御設備改修、陸上競技場スタンド観客席改修
H30	497,244	【堀原運動公園】弓道場防矢ネット他整備、野球場外部トイレ他改修、外部トイレ電気設備工事、外部トイレ機械設備工事、競技場管理棟改修 【笠松運動公園】飛込練習場整備、陸上競技場フィールド芝改修、陸上競技場周回路改修、陸上競技場計時計測システム改修、園内防犯カメラ設置、陸上競技場周回路植栽
R1	200,329	【堀原運動公園】武道館大道場排煙設備他改修、武道館外壁他改修 【笠松運動公園】補助陸上競技場改修、体育館他トイレ改修、体育館他トイレ機械設備工事
R2	242,577	【堀原運動公園】武道館大道場冷却塔設備更新 【笠松運動公園】陸上競技場公認更新、陸上競技場メインスタンド屋根復旧、体育館他消防設備改修、プール棟可動床シリンダロッド他改修
R3	120,340	【堀原運動公園】武道館自動火災報知設備更新 【笠松運動公園】プール棟中央監視装置更新、陸上競技場・体育館発電機更新
R4	70,989	【笠松運動公園】プール棟自火報・非常放送設備更新、プール棟水質維持設備改修
R5	96,817	【堀原運動公園】武道館照明改修 【笠松運動公園】体育館照明更新
計	2,069,299	

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 近県の類似施設も全て管理運営を指定管理で実施している。
※福島県あづま総合運動公園、栃木県総合運動公園、群馬県立敷島公園、千葉県立館山運動公園、埼玉県上尾運動公園、埼玉県吉見総合運動公園、神奈川県立保土谷公園、東京都駒沢オリンピック公園

2 課題

- ポストコロナにより、大会等での会場利用は戻りつつあるが、更なる利用者増を図るため、新たな大会や用途での利用誘致を図る必要がある。
- 各施設とも、開設から約 50 年が経過していることから、今後も計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第6回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続し、新たな大会や用途での利用誘致により更なる利用者増に取り組むとともに、施設や設備の経年劣化に対応するため、修繕等を適切に実施していく。

【理由】

- 当施設は、スポーツ及び余暇活動の場として多くの県民に利用されるなど、スポーツの振興を図る社会体育施設としての役割を担うとともに、茨城国体の会場としても活用された実績を活かし、引き続き県内の大規模な大会の開催施設としての役割が求められていることから、現行の管理手法による施設の存続が必要である。

○施設名 県営ライフル射撃場

1 現状

(1) 施設の概要

- 県営ライフル射撃場は、ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的に設置された、社会体育施設である。

所在地	桜川市真壁町桜井 1074-2
開業年月	昭和 47 年 9 月
施設概要	施設敷地 17,302.51 m ² エア・ライフル射場 鉄骨造平屋建 (延床面積: 1,589.82 m ²)
設置理由	ライフル射撃の普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するために設置
設置の根拠法令等	茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第 2 条
事業内容	茨城県営ライフル射撃場の管理運営
定員	—
利用料金	個人利用 18 歳未満 (1 人につき): 150 円、ほか 55 項目を設定 (茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第 14 条)

(2) 管理手法 ※令和 6 年 4 月 1 日時点

- 平成 18 年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者	茨城県ライフル射撃協会
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 (5 年間)
従事者数	2 人 (常勤 1 人、非常勤 1 人)

(3) 利用状況

- 利用者数は令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、令和 5 年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行し、ピーク時の 67.5% と回復傾向にある。

【利用者数の推移】

(単位: 人)

年度	H30 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5 / ピーク
利用者数	6,006	3,806	4,299	3,501	4,842	6,006	5,923	3,743	3,347	3,571	4,050	67.5%

(4) 運営状況

- 歳入は、平成 29 年度から、施設リニューアルに伴い、指定管理料や利用者増による利用料収入が大幅に増加した。
- 歳出のうち、人件費は、令和 3 年度から非常勤職員を 1 人増やしたため、前年比約 2,000 千円増となっているほか、維持管理費は、平成 29 年度の施設リニューアルにより増設した設備等の保守費用が増えたことに加え、近年のエネルギー価格の高騰に伴い増加している。
- 令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行し、利用料収入が回復傾向にある。
- なお、茨城県ライフル射撃協会が実施した修繕以外に、県においても消防設備の整備等を実施しており、平均で 40,800 千円となっている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定管理料	利用料収入	その他	人件費	維持管理費	事業費	その他				
H26	1,745	568	997	180	1,631	768	858	1	4	114	0
H27	1,702	550	1,115	37	1,508	768	737	0	3	194	0
H28	3,048	2,429	619	0	3,080	1,724	1,356	0	0	△32	336,190
H29	6,451	4,307	2,144	0	6,065	2,680	3,385	0	0	386	1,274
H30	6,820	4,307	2,067	446	6,480	2,680	3,800	0	0	340	16,535
R 1	6,560	4,696	1,795	69	7,088	2,680	4,408	0	0	△528	0
R 2	7,068	4,387	2,201	480	7,068	2,680	4,388	0	0	0	0
R 3	7,850	6,283	1,539	28	8,650	4,780	3,870	0	0	△800	13,200
R 4	9,878	7,108	1,923	847	10,721	4,780	5,941	0	0	△843	0
R 5	8,333	6,283	2,023	27	8,333	4,780	3,553	0	0	0	0
平均	5,945	4,092	1,642	211	6,062	2,832	3,229	0	1	△117	36,720

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 平成28年に大規模な改修を行っているため、必要に応じて修繕を実施し、利用者の安全性確保を図っている。

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	335,678	エアライフル射撃場改築、電子標的整備
H29	0	
H30	0	
R1	0	
R2	0	
R3	13,200	旧エアライフル射撃場解体
R4	0	
R5	0	
計	348,878	

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 本施設と同様の射撃場（スモールボアライフル競技、エアライフル競技）は他県においても設置されているが、いずれも指定管理者制度による管理運営が行われている。

※栃木県ライフル射撃場、群馬県ライフル射撃場、千葉県総合スポーツセンター射撃場、埼玉県長瀬射撃場、神奈川県立伊勢原射撃場

2 課題

- 当施設の利用者数は、平成29年度のリニューアルオープンに伴い増加したが、その後は横ばいで推移しており、コロナ禍での利用者数の大幅減は回復傾向にあるものの、更なる利用者増に向け、新たな大会や用途での利用誘致を図る必要がある。
- 平成28年度に大規模な改修工事を実施したところであるが、今後も経年劣化等の状況に合わせ、計画的な修繕・改修を実施していく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第6回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続し、県内唯一のライフル射撃競技用の射撃場としての優位性を活かし、新たな大会や用途での利用誘致により更なる利用者増に取り組む。併せて、施設や設備の経年劣化に対応するため、修繕等を適切に実施していく。

【理由】

- 当施設は、県内唯一のライフル射撃競技用の射撃場として、ライフル射撃競技普及のための重要な役割を担っているほか、スポーツ及び余暇活動の場としても利用されており、施設の存続が必要である。